

令和 7 年 度 第 1 回

大 阪 市 都 市 計 画 審 議 会

議 案

議 第 3 1 3 号 産業廃棄物処理施設の用途に供する
建築物の敷地の位置について

令和 7 年 1 2 月 1 2 日

(議 第 3 1 3 号)
大 計 建 企 第 2 8 3 号
令 和 7 年 1 0 月 2 4 日

大阪市都市計画審議会

会長 嘉 名 光 市 様

特定行政庁

大阪市長 横 山 英 幸

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の
敷地の位置について（付議）

標題について、別紙案のとおり、建築基準法第51条ただし書の規定により付議します。

(案)

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置等は次のとおりである。

名 称	位 置	面 積	備 考
産業廃棄物処理施設	大阪市 西淀川区 中島 二丁目 1 番 2 の 一部	6, 021. 34 m ²	処理能力（一日あたり） 廃プラスチック類の破碎施設 81. 0 t 木くずの破碎施設 190. 0 t がれき類の破碎施設 処理施設① 2, 402. 4 t 処理施設② 683. 0 t

理 由

廃プラスチック類の破碎施設及び木くず又はがれき類の破碎施設であり、産業廃棄物の減量化を図るとともに、資源として再利用し、循環型社会の形成に寄与するため、建築基準法第 51 条ただし書きの規定により、産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について許可しようとするものである。

(参 考)

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の概要は次のとおりである。

名 称		産業廃棄物処理施設				
位 置		大阪市西淀川区中島二丁目 1 番 2 の一部				
敷地面積		6, 021. 34 m ²				
地域地区		工業専用地域（建蔽率 10 分の 6、容積率 10 分の 20） 建築基準法第 22 条区域				
施設 の 概 要	主要用途		産業廃棄物処理施設			
	建 築 物	建築物用途	産業廃棄物破 砕処理施設	瓦礫類 破砕施設	その他 (4 棟)	合計
		建築面積 (m ²)	1, 795. 50	1, 668. 70	73. 40	3, 537. 60
		延べ面積 (m ²)	1, 941. 74	1, 668. 70	136. 78	3, 747. 22
		構造・階数	鉄骨造 2 階建	鉄骨造 平屋建	鉄骨造 2 階建他	—
	処理能力		廃プラスチック類の破砕施設 81. 0 t / 日 木くずの破砕施設 190. 0 t / 日 がれき類の破砕施設 処理施設① 2, 402. 4 t / 日 処理施設② 683. 0 t / 日			
	最終処分方法		資源として再利用を基本とし、 再利用できない廃棄物については最終処分場にて処理する			
	備 考					

位置図



産業廃棄物処理施設の用途に
供する建築物の敷地の位置

説明図



中島1丁目

西淀川区

5・4・26 中島公園

3・2・15 中島線

中島2丁目

西島1丁目

西島2丁目

大野処理場

凡 例



産業廃棄物処理施設の用途に
供する建築物の敷地の位置